

商工会会員数	
製造	93
建設	237
小売	64
卸売	25
サービス	123
その他	198
計	740
(法人 241)	
(個人 499)	
令和7年3月31日現在	

悩んだらまずは相談!

経営相談受付中!

ぜひご利用ください

忠岡町商工会は、昭和35年に商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、中小企業者の経営相談所です。

『事業資金』や『記帳』、『労務』、『創業』、『事業計画策定』などに関して多くの経営相談が本商工会に寄せられます。

はじめて商工会をご利用いただく方にも、丁寧な説明を心がけておりますので、どうぞご利用ください。

創業・新規開業

これから事業を始めようと考えている方、まだ事業を始めたばかりの方は商工会の経営相談を積極的にご利用ください。

創業に必要な知識・手続き、事業計画作成などを初歩の初歩からご説明

融資

事業資金の借入で困りの場合は、商工会にご相談ください。

運転資金や設備資金の調達に適切な融資制度のご紹介、ご返済シミュレーションや融資お申込みにあたっての事前チェックなども行います。



日本政策金融公庫の事

人事異動のお知らせ

(令和7年5月1日付)

◆事務局長 長田 享士

平素は本商工会の運営に對しまして、格別のご協力賜りありがとうございます。

このたび、事務局長を拝命しました長田 享士(ながた かし)と申します。

本商工会地域の産業活性化に資するよう邁進いたしますので、会長はじ



長田新事務局長

退職

◆森 孝博(事務局長)
(令和7年4月30日付)

業資金融資

■大阪府制度融資

■大阪産業局の設備貸与(割賦またはリース)

■池田泉州銀行、大阪信用金庫、成協信用組合へのご紹介

労働保険 社会保険

労働保険や雇用保険、社会保険の手続きで困りではありませんか?

商工会に労働保険の事務を委託していただくことにより「労働保険料を年3回に分割払い」することや「ハローワークへの雇用保険の資格取得・喪失の提出手続きを商工会が代行」することができます。

また、建設業の一人親方労働者のご加入も、随時受付いたします。

労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行う事業主およびその事業に従事する家族従業員が、加入することができ

新事業にチャレンジ!!

～皆様の挑戦をサポートします～

新事業展開テイクオフ支援事業【予告版】

～中小企業のみなさまのチャレンジを応援!!～
新規事業の推進や生産性向上をめざす府内中小企業を支援するための補助金です。

【補助金額】 (採択予定…約600者)
上限 100万円(対象経費総額の2分の1以内)
※一部業種における人手不足解消の取組については50万円の補助上限上乗せが可能です。

【補助対象】
・新事業の推進や生産性向上の取組に係る経費(機械装置、システム構築費、広告宣伝・販売促進費、開発費、外注費、研修費等)

【公募時期】
・5月26日(月)～6月25日(水)
※申請にあたってはあらかじめ大阪府が指定するセミナー受講が必要です。

【詳細・問い合わせ】
右のQR先、または大阪府商工労働部 中小企業支援室経営支援課経営革新グループまで。
(☎06-6210-9494)



省力化投資補助金【予告版】

即効性のある省力化投資向けのカatalog注文型と事業内容に合わせた多様な設備が導入できる一般型があります。

【補助率・上限】

類型	カタログ注文型	一般型(New)
補助上限額	200万円～1,500万円	750万円～1億円
補助率	1/2以下	1/2～2/3

※一般型…小規模・再生事業者の補助率は、2/3・1,500万円を超える部分は、1/3。その他例外あり。

【補助対象】
清掃ロボット、券売機の導入(カタログ注文型)／自動梱包機・倉庫管理システムをオーダーメイドで導入(一般型)…など。

【応募締切】
カタログ注文型: 随時受付しております／一般型: 第2回公募 5月下旬(予定)

【詳細・問い合わせ】 右のQR先、または中小企業省力化投資補助事業コールセンター(☎0570-099-660)



専門家相談

『法律相談』『税務相談』『労務相談』『許認可相談』『経営相談』など、各分野の専門家が個別の相談に無料で対応いたします。ぜひご利用ください。

小規模事業者持続化補助金【予告版】

～販路を広げたい事業者さまへ～

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組を支援します。

【補助率・上限】

類型	通常枠	特例活用
補助上限額	50万円	最大250万円
補助率	2/3	

【補助対象】

- ・新メニューを増やすため、機械装置を購入
- ・ホームページ作成、チラシ作成…など

【応募締切】 第17回

5月1日(木)～6月13日(金)

【詳細・問い合わせ】 右のQR先、または忠岡町商工会(☎0725-33-3208)



《小規模企業者等設備貸与制度》～設備投資を応援します～

小規模企業者等の創業や経営革新に必要な機械設備を、大阪産業局が購入し、低利の割賦販売またはリースで提供する公的な制度です。

【対象規模(従業員数)】

- ・製造業、建設業、運送業…20名以下
- ・商業、サービス業…5名以下

【設備価格】 100万円以上1億円以下(例外あり)

【お問合せ】 (公財)大阪産業局 設備支援部 ☎06-6947-4345

建設機械、3Dプリンター等も対象

慶弔、会食、会議、行楽などに お弁当から会席まで 仕出し料理承ります。

※イメージ 和み御膳 3,600円(税込)

人数、用途、ご予算に応じたご相談も承ります。お気軽にお問合せください。

配達いたします(ご相談ください)

日本料理 白水仙 HAKUSUI

お問合せ・ご注文 0725-20-1108

※5名様以上で3日前までにご予約ください。

〒595-0055 大阪府東大阪市なぎさ町5-1 関空泉大津ワシントンホテル5F

忠岡町各種支援
補助金等のご案内

起業・創業支援事業補助金

- 1. 補助対象
町内に事業所を設け起業・創業する、
税務署に開業届等を未提出の個人または
法人
- 2. 補助内容
補助対象経費の2分の1以内
【上限10万円】千円未満切捨
- 3. 留意事項
申請には事前に計画書を作成し、商工
会での確認が必要です。

在住者正規雇用事業者支援補助金

- 1. 補助対象
町内に事業所を有する中小企業者等で、町
内在住者を新たに正規雇用し、1年以上継続
して就労させた場合。
- 2. 補助内容
正規雇用者1名5万円、障害者手帳を有す
る方については1名8万円で、同一事業所は
年度内に各2名まで。
- 3. 留意事項
該当者の雇用期間が1年を経過した後、6
カ月以内に交付申請書類を忠岡町役場産業建
築課にご提出ください。

レベルアップ支援補助金

- 1. 補助対象
国家資格または技能検定に合格した、在住
者または在勤者を雇用する事業者
- 2. 補助内容
国家資格受験料または技能検定料の2/3
の額で上限3万円（千円未満切捨）
- 3. 留意事項
資格取得後6ヶ月以内に申請が必要です。

【お問合せ】忠岡町役場産業建築課
☎0725-22-1122

※一部抜粋のため、詳しくは忠岡町ホ
ームページをご覧ください。各補助
金は予算に達した時点で受付を終了します。



税務・労務力レンダー（令和7年5月～7月）

主な給与計算等に関する税務・労務の手続きについて、お知らせし
ます。

《5月》

- ・個人住民税（府民税・市町村民税）の特別徴収の通知（～5月31日）
各市町村からの通知に基づいて、従業員に支給する令和7年6月～令
和8年5月の給与から毎月控除し翌月10日までに納付してください。

《6月》

- ・労働保険料の年度更新…申告・納付（6月2日～7月10日）
令和6年度確定保険料と令和7年度概算保険料の申告・納付します。
対象となる賃金は、前年4月1日～当年3月31日に確定したもの。（期間
内に締切日のある給与分）

☑ パート・アルバイトも含めた全従業員分の賃金が対象です。

《7月》

- ・源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付
（～7月10日）
上記の場合は、令和7年1月～6月支給分の給与等に係る源泉所得税
の納付期限が7月10日となります。

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）算定基礎届の提出
（7月1日～7月10日）
上記届出により、令和7年9月分からの社会保険料（標準報酬月額）
が変更となります。報告の対象となるのは、4月・5月・6月に支払
った給与です。昇給や降給など報酬に大幅な変更があった場合は、あ
わせて月額変更届の提出が必要となる場合
があります。

《その他》

社会保険・賞与支払届（ボーナス等の支払
日から5日以内）ボーナス等の支払いがあ
った場合は、上記届の提出もお忘れないようにしてください。

【ご相談・お問い合わせ】忠岡町商工会まで（☎0725-33-3208）



2日間コース

2025.
5.27火 28水
各日13:00～16:00

今日から即実践！伝わる！

商品撮影
テクニック
セミナー

《開催概要》

- 定員 10名（先着順） 参加費 無料
- 対象 商品やサービスを提供している事業者
及び従業員、上記事業参入を考えてい
る事業者
- 持ち物 スマホまたはカメラ
撮影したい商品や小物

※詳細は忠岡町商工会まで（☎0725-33-3208）

【1日目…5/27火】

～商品撮影の
基本を学ぼう！～
場 所 忠岡町商工会

【2日目…5/28水】

～国の有形文化財で
撮影しよう！～
場 所 正木記念邸

大阪勧業展2025

出展者募集のご案内

昨年度の来場者数は2日間で約9500人。商談成約件数1700件。
展示商談会に初めて出展される企業に最適です。（340ブース）

2025年12月3日（水）・4日（木）／会場 マイドームおおさか

出展料	忠岡町商工会 会員企業 （府内に事業所がある企業）	左記会員以外の企業
小ブース 間口2.0×奥行2.0×高さ2.5(m)	66,000円（税込）	132,000円（税込）
大ブース 間口3.0×奥行2.0×高さ2.5(m)	88,000円（税込）	176,000円（税込）

出展申込期限 2025年6月13日（金）17時（先着順）

締切日前に定数（340ブース）に達した場合には、
「キャンセル待ち」となります。お早めにお申し込みください。

お申し込み・お問合せは忠岡町商工会まで TEL 33-3208



【令和7年度の雇用保険料率】

令和7年4月1日以降、雇用保険料率に変更しています

ご注意ください！

事業の種類	負担者
一般の事業	① 労働者負担 （失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ）
（令和6年度）	5.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000
（令和6年度）	6.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000
（令和6年度）	6.5/1,000

＜給与計算の注意点＞

雇用保険料の計算は、その月に支給される給与総額に
雇用保険料率をかけて算出します。労働保険料の申告と
同じように、雇用保険料率は賃金締切日を基準にしてい
ます。よって、「4月1日以降に最初に到来する締切日
により支給される給与」から新しい雇用保険料率を使用
します。

賃金締切日が改定日前後で以下ようになります。

（例）当月20日締翌月10日払いの場合

締切日：4月20日 支払日：5月10日

締切日で保険料率が決まるため、5月10日支払い分
から新しい保険料率で計算します。

青年部員募集中！

現在18名にて
活動中です！

～若手経営者・後継者が集まる事業に参加してみませんか？～

忠岡町商工会青年部では、毎年11月に開催している商工カーニ
バルや地域の活性化等をテーマとした主張発表大会への出場、部
員間の交流が深まる視察研修など、日々地域経済の発展のために
考え活動を行っています。経営者の人脈づくりに青年部活動へ参
加してみませんか？

入会資格 忠岡町商工会の会員であ
り、45歳以下の『経営
者』または『会員企業の
後継者』であること。

会 費 月 額…1,000円
入会金…3,000円

※詳細は忠岡町商工会まで



▲令和6年度ソウル視察研修